



令和6(2024)年6月30日 発行
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

[表紙・裏表紙の写真]都市公園制度制定150周年記念公園施設登録一覧
許可のない転載及び二次利用を禁ず



都市公園制度制定 150 周年記念公園施設登録

公園施設の150年



都市公園制度制定150周年記念 公園施設登録について

都市公園制度制定150周年記念公園施設登録の目的

都市公園は、明治6(1873)年1月15日の公園開設に関する太政官第16号以降、社会経済情勢の変化や国民のニーズ等を踏まえ、時代の要請に応じた役割や、望ましい社会・都市の在り様を具現化・実装化し牽引する役割を担い、市民とともにあるべき空間を追求してきました。

「都市公園制度制定150周年記念公園施設登録」は、都市公園制度制定以降150年に亘る長い歴史の中で、都市公園が国民の暮らしやライフスタイルを投影しながら果たしてきた役割を振り返り、これらを象徴し、かつ現存する公園施設を登録の上、先人が築いてきた公園整備のプロセスや市民とのかかわりの歴史としてこれらの公園施設の事跡を記録し、広く国民に周知するとともに次世代に伝えることを通じて、都市公園に対する関心の喚起や意義等の再認識を促し、都市公園の更なる発展に寄与することを目的としています。

検討体制

本施設登録の検討は、「都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会」の中に、「都市公園制度制定150周年記念公園施設登録有識者会議」を設けて実施しました。

都市公園制度制定150周年記念事業 推進委員会

◎会長

◎高梨 雅明(一般社団法人日本公園緑地協会会長)

伊藤 康行(国土交通省都市局公園緑地・景観課長)

佐々木 珠(東京都建設局公園緑地部長)

難波 孝行(大阪府都市整備部公園課長)

中村 喜陽(仙台市建設局全国都市緑化フェア推進室長)

舟引 敏明(一般財団法人公園財団理事長)

横張 真(公益財団法人都市緑化機構理事長)

都市公園制度制定150周年記念 公園施設登録有識者会議

◎座長

◎涌井 史郎(東京都市大学 特別教授)

篠沢 健太(工学院大学建築学部まちづくり学科教授)

竹内 智子(千葉大学園芸学研究院准教授)

武田 重昭(大阪公立大学大学院農学研究科准教授)

林 まゆみ(一般社団法人みどり・人・まち研究所代表理事/
兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科元教授)

伊藤 康行(国土交通省都市局公園緑地・景観課長)

根来 千秋(東京都建設局公園計画担当部長)

小幡 俊一(名古屋市緑政土木局緑地部長)

委員所属は令和6(2024)年1月現在



都市公園制度制定150周年
150TH ANNIVERSARY

都市公園制度制定150周年記念事業のロゴマーク

本ロゴマークは、「漢字の十を15組み合わせることで150年を表し、樹木が枝を広げ成長する様子を表現したもので、十が交差する点には錯視効果により見えない果実が浮かび上がる」よう、デザインされている。

登録施設の概要

登録対象	登録基準	登録施設件数
<ul style="list-style-type: none"> 時代の潮流のなかで都市公園が果たしてきた機能・役割を象徴し、今にその姿をとどめている公園施設を対象 登録基準(下記)のいずれかに該当する都市公園における公園施設で、整備当時のものが現存する施設*を対象(改修・修繕等を行ったものも含む。施設整備後の期間の長短は問わない)。 <p>※都市公園法に基づく公園施設を対象とする。但し、資料館・展示施設等、建築施設は除く。 ※国の指定等文化財、都道府県や市町村の指定文化財は除く(都市公園全体が文化財保護法に基づく施設や名勝に指定されている場合も除く)。 ※宗教的活動や行事に係る施設は除く。</p>	基準1 都市公園制度制定後の節目となる制度に基づき整備された都市公園において、当該制度の趣旨に関する事跡を伝える施設又は整備当時の機能等を今も残す施設 例：太政官第16号、戦災復興土地区画整理事業、国営公園制度など	登録施設件数 (全165件) 35件
	基準2 都市公園が時代の要請やニーズに応じた役割や、望ましい社会・都市の在り様を具現化・実装化するなど、都市公園が果たしてきた役割・機能を象徴し、一地域にとどまらず複数地域の都市公園で整備された施設 例：都市公園に関する施策(オートキャンプ場、健康・運動公園整備事業等の施策公園)に基づき整備された公園施設、全国的な広がりを見せた公園施設(交通公園、プレイスカルプチャー等)など	68件
	基準3 国家的イベントの会場、重要な事業、災害被害等の復興祈念の場となった都市公園において、イベントや事業、復興等の事跡を象徴する施設 例：国民体育大会、都市緑化フェア、国際交流、東日本大震災からの復興祈念等に係る公園施設など	62件

都市公園制度制定150周年記念事業

令和5(2023)年は、公園設置に関する太政官第16号から150周年を迎える記念の年となることから、これまでの我が国の都市公園の歴史や果たしてきた役割を振り返りつつ、公園の意義・必要性を国民一般に広く再認識していただくとともに将来に向けた公園のあり方を提案・発信していくことを通じて、都市公園の更なる発展を図るまたとない機会となりました。

この機会をとらえ、国・地方公共団体・関係団体が連携した取組を進めました。

① 都市公園制度制定150周年記念全国大会の開催

▼都市公園制度制定150周年記念フォーラム
令和5(2023)年1月17日
(日比谷図書文化館)

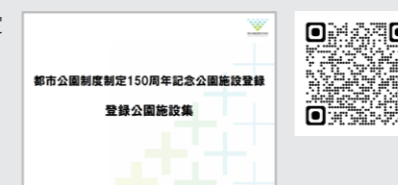


▼都市公園制度制定150周年記念全国大会
令和5(2023)年10月27日
(イノホール)



② 都市公園制度制定150周年記念顕彰の実施

▶都市公園制度制定150周年記念公園施設登録
(令和6(2024)年1月31日公表)



※登録公園施設集は下記URLまたは二次元バーコードより確認できます。
https://www.posa.or.jp/wp/wp-content/uploads/2024/03/150th_shisetusyuu530.pdf

③ 地方公共団体等における都市公園制度制定150周年を記念する事業の実施



④ 都市公園制度制定150周年関係の刊行物の作成



都市公園制度 150 年のあゆみと登録施設

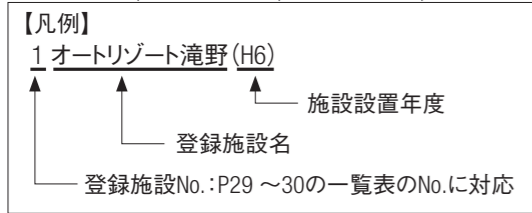
明治3 (1870)	明治13 (1880)	明治23 (1890)	明治33 (1900)	明治43 (1910)	大正9 (1920)	昭和5 (1930)	昭和15 (1940)	昭和25 (1950)	昭和35 (1960)	昭和45 (1970)	昭和55 (1980)	平成2 (1990)	平成12 (2000)	平成22 (2010)	令和2 (2020)
---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----------------	---------------

●M6 太政官布達第16号	●M21 東京市区改正条例	●T8 旧都市計画法	●S7 東京緑地計画と防空緑地制度	●S8 公園計画標準	●S25 首都建設法(戦災復興土地区画整理事業)	●S31 都市公園法	●S47 都市公園等整備緊急措置法	●S48 都市緑地保全法	●H6 都市緑地保全法改正(緑の基本計画制度創設)	●H29 都市公園法改正(Park-PFI制度創設等)	●H16 都市公園法改正(立体都市公園制度創設等)	●H29 都市公園法改正(Park-PFI制度創設等)	●H29 都市公園法改正(Park-PFI制度創設等)	●H29 都市公園法改正(Park-PFI制度創設等)	●H29 都市公園法改正(Park-PFI制度創設等)
---------------	---------------	------------	-------------------	------------	--------------------------	------------	-------------------	--------------	---------------------------	-----------------------------	---------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

			OS21 第1回国民体育大会	OS39 東京五輪 OS47 札幌冬季五輪	OS45 日本万国博覧会	OS58 第1回全国都市緑化フェア	OH7 阪神・淡路大震災	OH16-19 新潟県中越沖地震	OH17 愛・地球博 OH23 東日本大震災	ORI ラグビーW杯	OR3 東京2020オリンピック
--	--	--	----------------	-----------------------	--------------	-------------------	--------------	------------------	------------------------	------------	------------------

108 住吉公園「汐掛道」(M6)	110 浜寺公園の松林(M6)	9 公園碑(M23)	92 養老の滝(M13)	12 明治天皇御駐蹕址碑(S2)	147 園名板(T5)	東京緑地計画と防空緑地制度による整備	68 枳形山、自然林等(S16)	64 三ツ池と周辺一帯(S32)	56 ボードワン博士像(S48)						
太政官第16号による整備	東京市区改正条例と旧都市計画法による整備					東京緑地計画と防空緑地制度による整備	65 元町公園プール(S5)	55 関東大震災の教訓を活かした復興小公園を象徴する施設群(S2,S5,S6)							
1 都市公園制度による公園整備の歴史を伝える施設															

111 ラジオ塔(S8)	42 ラジオ塔(S15)	41 タコ滑り台(S28)	57 石の山(S30)	62 タコ遊具(S40)	83 タコ遊具(S45)	97 プレイマウント(富士山すべり台)(S41)	75 お城遊具(S44)	6 タコ山(S48)	60 羽根木プレーパーク(S54)	2 バリアフリー遊具(H8)	148 100人ブランコ(R1)
戦前における生活様式に対応した施設「ラジオ塔」											
子どものための遊び場と時代を映す遊具											
134 日和山公園の広場(T11)	新たなライフスタイルへの対応										96 ミズベヒロバ(R2)
交通知識の普及のための施設											
民間活力を活かした施設											
151 平和台陸上競技場(S23)	128 第17回国民体育大会記念石碑(S37)	81 第23回国民体育大会参加選手記念碑(S43)	33 黎明(銅像)(S55)	40 第38回国民体育大会 行幸記念の石碑(S59)	104 国体記念広場(S56)	84 国体開催記念モニュメント、炬火台(S60-61)	38 第19回全国身体障害者スポーツ大会記念モニュメント(S58)	45 第59回国民体育大会「彩の国まごころ国体」秋季大会記念碑(H3)	87 サッカー兼ラグビー場及びテニスコート(S57-59)	23 寒河江スケートパーク(H18)	29 笠間芸術の森公園スケートパーク(ムラサキパークかさま)(R3)
スポーツの普及・振興のための施設(国民体育大会の開催記念施設)											
スポーツの普及・振興のための施設(健康・運動施設)											
66 野毛山動物園(S26)	67 展望広場と花壇(S37)	49 いなげの浜・磯の松原(S51-56)	70 ふれあい動物広場(H4)	73 自然生態観察公園(アーバンエコロジーパーク)(H5)	51 自然観察舎、自然生態園(H6)	137 梅園・バラ園(H6)	105 市民参加により再生を目指す森(H14)	26 水戸 養命酒薬用ハーブ園(H29)			
生活環境の悪化の改善や自然環境の保全・ふれあいの場の創出のための施設											
都市緑化の普及啓発のための施設(全国都市緑化フェア会場等)											
安全で快適な都市環境の形成											
都市の防災力の向上のための施設											
28 桃園(桃林)(S50)	127 万葉植物園(S57)	82 アート広場(S62)	89 バラ園(H8)	7 多目的広場等(H5)	142 水の回廊(メインプロムナード)(S63)	個性と活力ある都市や農村づくり					
広域的なレクリエーション活動への対応											
54 蓮沼ウォーターガーデン(S50)	102 孫太郎オートキャンプ場(H4)	31 大子広域公園オートキャンプ場(H14)	8 オートキャンプ場(H4)	146 オートキャンプ場とまろっと(H5)	5 オートキャンプ場(H6)	広域的なレクリエーション活動への対応					



46 昭和39年東京オリンピック聖火台(S39)	61 駒沢オリンピック公園管制塔(S39)	162 昭和39年オリンピック東京大会国内聖火リレーの聖火台(S39)	152 ユニバーシアード記念平和の杜(H7)	159 ラグビーワールドカップ2019 メモリアル(R1)	116 花園ラグビーの日制定記念モニュメント(R2)	43 東京2020オリンピック聖火リレー記念碑(R4)
オリンピックやワールドカップ等国際的なスポーツイベントの記念施設						
国際的なイベントの開催記念						
109 国際庭園(H2)	139 花博記念広場(H3)	98 花時計(H7)	95 花ひろば(H17)	101 日本の塔・月(H17)	国際博覧会等の開催記念施設	
112 モニュメント(東と西の接点)(S46)	103 日本庭園 夕照の庭(S59)	50 風車(H8)	145 モニュメント「一衣帯水」(H17)	90 モロッコガーデン(R4)	友好記念の寄贈施設	
44 風の神(S55)	69 清秀園(S62)	80 平和都市宣言碑(H7)	135 火の山公園トルコチュリップ園「オルハン・スヨルジュ記念園」(H21)	姉妹都市提携等の記念碑・記念施設		
130 ハノーバー庭園(S56)	121 賞月亭(H2)	138 ゆめ風車(H7)	126 中国庭園燕趙園(H7)	157 世界の黨広場(H8)	国際交流のための施設	
国際交流・国際親善の記念						
53 明治百年記念展望塔(S45)	120 愛の像(S48)	136 記念塔・三段池(S59)	132 子供広場(H5)	155 国際交流広場(H5)	22 バードサンクチュアリー(H6)	24 モニュメント(H6)
明治百年等周年記念の施設						
皇太子殿下御成婚記念の施設						
御成婚記念等の祝賀記念						
164 平和の礎(H7)	20 千年希望の丘(H26)	11 震災遺構(R4)	19 多賀城市東日本大震災モニュメント(H27)	72 平和の軸(THE AXIS OF PEACE)(R3)	25 記録碑・モニュメント(R5)	
平和祈念施設						
東日本大震災の復興祈念施設						
震災被害からの復興等の祈念						
47 銘板、日時計(記念広場)(S54)	165 エメラルドビーチ(S50)	63 みんなの原っぱ(S58)	1 オートリゾート滝野(H6)	156 環境集落ゾーン(H13)	30 みはらしの丘(H24)	10 国営追悼・記念施設(R3)
115 第一期開園地区	150 西口広場(カール・スカイェルター)(S56)	21 ふるさと村(H9)	77 ながおか香りのばら園(H15)	122 テラスガーデン(H14)	86 里山文化ゾーン(H28)	10 国営追悼・記念施設(R3)
園路・広場(S48)	124 甘樫丘展望台(S55)	131 ひばの里(H7)	4 91 長良川国際ポートコース(H16)			

1 都市公園制度による公園整備の歴史を伝える施設

わが国の都市公園制度は、明治6(1873)年1月15日の公園開設に関する太政官第16号をもって始まり、令和5(2023)年で150年を迎えました。

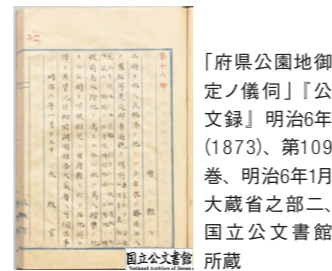
太政官第16号の後、都市公園は東京市区改正条例、旧都市計画法などの制度によって整備が進められたほか、関東大震災の震災復興事業や太平洋戦争による戦災に備えた防空緑地制度、戦災復興土地区画整理事業など、それぞれの制度の趣旨に沿って整備が進められました。これら都市公園制度創設から戦後復興期までの制度によって整備された都市公園にはそれぞれの制度の趣旨に沿って整備された当初の姿を伝える施設が現存し、公園整備の歴史と当時の都市公園の様子を伺うことができます。

太政官第16号による整備

明治6(1873)年～

都市公園制度の誕生

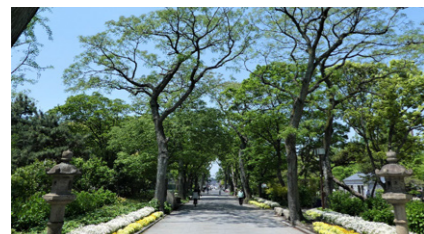
太政官第16号によって、古くから物見遊山の場所として人々に親しまれてきた景勝地や名所などがわが国初の都市公園として選ばれ、明治20(1887)年頃までにこれに基づき、都立上野恩賜公園(台東区)、円山公園(京都市)、白山公園(新潟市)をはじめ全国で公園が整備されました。一部を除き都市公園として今も継承されています。



「府県公園地御定ノ儀伺」『公文録』明治6年(1873)、第109巻、明治6年1月大蔵省之部二、国立公文書館所蔵

太政官第16号によって公園施設となった景勝地等

わが国最初の都市公園制度である太政官第16号による公園は、景勝地等古くから人々に親しまれてきた場所が公園として選ばれることが多く、その風致は現在も公園内に保存され、公園整備の由来を伝えています。



汐掛道(住吉公園)【大阪市】
住吉大社へ参詣するための参道であり、公園の中央部を東西に通る「汐掛道」は、当時の名残をとどめた石畳の並木道となっている。



松林(浜寺公園)【堺市】
「高師の浜の浜松」と称された白砂青松の風致美が明治初期に伐採の危機に瀕していたが、太政官第16号による公園として開設し、名勝地が保存、復元されている。



養老の滝(養老公園)【養老町】
古くから風光明媚な景勝地として知られ、地元有力者の働きかけにより都市公園として開設された。

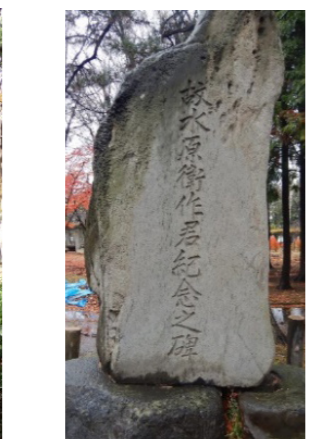
初めて公園が整備されたことなどを伝える記念碑や功労者の顕彰碑等

太政官第16号による公園において、公園の歴史を伝えるものとして、公園創設に関わった功労者の銅像や創設の経緯を伝える石碑等が公園の歴史を伝えています。

ボードワン博士像
【都立上野恩賜公園】【台東区】
上野公園開園100周年を記念し、上野公園生みの親といわれるオランダ人教師ボードワン博士の銅像が設置され、博士の功績を今に伝えている。



開設当時の上野恩賜公園(撮影時期:昭和6年。東京都)、提供:公益財団法人東京都公園協会みどりの図書館東京グリーンアーカイブス



公園碑(合浦公園)
【青森市】
公園創設者の水原術作の年回忌に建立された石碑には公園造成の概要が記載されている。

明治天皇御駐蹕址碑
【西公園】【仙台市】
開園の翌年明治9(1876)年に当該公園で開催された宮城博覧会を明治天皇が観覧されたことを記念して建立された石碑。当時の面影を現在に伝える貴重なものとなっている。



COLUMN [コラム]

太政官第16号

明治6(1873)年の太政官第16号は、現代語に訳すと以下のように記されています。

「三大都市をはじめとする人口の集まる地域にある由緒ある景勝地、名所地または著名な人の旧跡等で、古来より人々が遊観の場所としていたところであり、かつその土地が国の所有または所管に属するものについては、永く国民がともに楽しむ『公園』とすべきであるので、府県にあっては適地を選び、図面等を添えて大蔵省に提出すべきこと」明治六年一月十五日 太政官



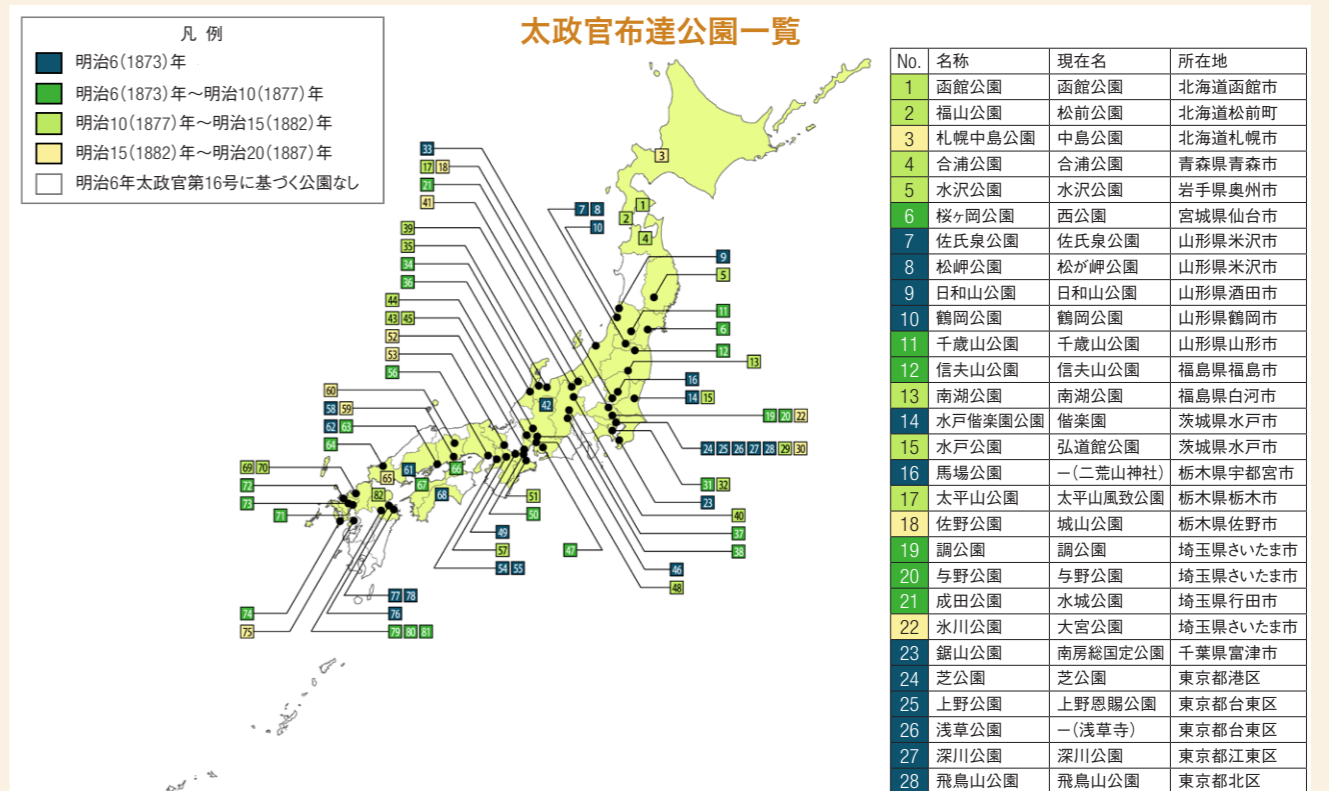
上野恩賜公園(撮影時期:昭和6年。東京都) 提供:公益財団法人東京都公園協会みどりの図書館東京グリーンアーカイブス



円山公園(撮影時期:大正14年。京都市) 提供:京都市



白山公園(撮影時期:明治初年造園中。新潟市) 提供:新潟市歴史博物館



No.	名称	現在名	所在地
29	麴町公園	—(日枝神社)	東京都千代田区
30	愛宕公園	—(愛宕神社)	東京都港区
31	横浜公園	横浜公園	神奈川県横浜市
32	山手公園	山手公園	神奈川県横浜市
33	白山公園	白山公園	新潟県新潟市
34	高岡公園	高岡古城公園	富山県高岡市
35	富山公園	城址公園	富山県富山市
36	兼六園	兼六園	石川県金沢市
37	高島公園	高島公園	長野県諏訪市
38	高遠公園	高遠城址公園	長野県伊那市
39	長野公園	—(善光寺)	長野県長野市
40	上田城跡公園	上田城跡公園	長野県上田市
41	飯山城山公園	飯山城址公園	長野県飯山市
42	高山公園	城山公園	岐阜県高山市
43	養老公園	養老公園	岐阜県養老町
44	岐阜公園	岐阜公園	岐阜県岐阜市
45	大垣公園	大垣公園	岐阜県大垣市
46	小牧公園	史跡公園	愛知県小牧市

No.	名称	現在名	所在地
47	岡崎公園	岡崎公園	愛知県岡崎市
48	浪越公園	那古野山公園	愛知県名古屋
49	上野公園	上野公園	三重県伊賀市
50	津市公園	津備楽公園	三重県津市
51	松阪公園	松阪公園	三重県松阪市
52	亀山公園	亀山公園	三重県亀山市
53	円山公園	円山公園	京都府京都市
54	住吉公園	住吉公園	大阪府大阪市
55	浜寺公園	浜寺公園	大阪府堺市・高石市
56	東遊園	東遊園地	兵庫県神戸市
57	奈良公園	—(善光寺)	奈良県奈良市
58	東山公園	東山公園	岡山県岡山市
59	後楽園	岡山後楽園	岡山県岡山市
60	津山公園	衆楽公園	岡山県津山市
61	蔵島公園	宮島公園	岡山県廿日市市
62	鞆公園	瀬戸内海国立公園	広島県福山市
63	福山城跡公園	福山城公園	広島県福山市
64	指月公園	指月公園	山口県萩市

No.	名称	現在名	所在地
65	天神山公園	天神山公園	山口県防府市
66	栗林公園	栗林公園	香川県高松市
67	聚楽園	城山公園	愛媛県松山市
68	高知公園	高知公園	高知県高知市
69	箱崎公園	東公園	福岡県福岡市
70	荒津山公園	西公園	福岡県福岡市
71	蓮池公園	蓮池公園	佐賀県佐賀市
72	舞鶴公園	舞鶴海浜公園	佐賀県唐津市
73	小城公園	小城公園	佐賀県小城市
74	長崎公園	長崎公園	長崎県長崎市
75	雲岡公園	雲丘公園	長崎県島原市
76	春日公園	春日公園	大分県大分市
77	臼城公園	臼杵公園	大分県臼杵市
78	臼城西公園	臼城西公園	大分県臼杵市
79	竹田公園	山下公園カ	大分県竹田市
80	山下公園	山下公園	大分県竹田市
81	納池公園	納池公園	大分県竹田市
82	中津公園	中津公園	大分県中津市

公益財団法人東京都公園協会「都市公園」No.203(2013)、太政官布達公園より作成

都市計画制度による計画的な都市公園整備

明治21(1888)年にわが国の近代的都市計画法制の出発点ともいえる東京市区改正条例(勅令第62号)が公布されました。この条例は帝都東京のみに適用され、「東京市区の営業、衛生、防火及び通運等永久の利便を図る」ことを目的とし、明治22(1889)年に告示された東京市区改正設計によって、日比谷公園(千代田区)などがわが国最初の都市計画公園として整備されました。これに引き続き旧都市計画法が制定され、富士見公園(川崎市)など全国で都市計画による都市公園が整備されました。

造園家本多静六により設計された第一号公園の園名板

北九州市(旧門司市)第一号の都市公園として大正5(1916)年に開設された清滝公園は、市区改正条例により整備された日比谷公園の設計にも携わった造園家本多静六が手掛けた公園で、園名板は清滝公園の入口に設置されています。開園当時の施設は、昭和28(1953)年の水害により崩壊しましたが、今なお清滝の名にふさわしい清水のせせらぎを見ることができます。



園名板(清滝公園)【北九州市】

COLUMN [コラム]

市区改正条例により整備された近代的洋風公園第一号の日比谷公園

日比谷公園の地は幕末までは松平肥前守等の大名屋敷でしたが、明治時代に陸軍練兵場となり、明治21(1888)年東京市区改正条例公布、明治22(1889)年に市区改正設計にて公園として位置付けられ、明治36(1903)年に開園しました。

日比谷公園は日本初の西洋式公園として計画され、長岡安平が公園改良取調委員会として設計案を提出しましたが採用されず、最終的には本多静六の設計案に落ち着き、現在に引き継がれています。

S字型大園路、奏楽堂(小音楽堂)、整形花壇等西洋の受容と江戸城の濠を活かした心字池、日比谷見附の石垣等との融合で構成された日本で初めての大規模な近代的洋風公園です。また、児童用遊び場はわが国初の近代的児童公園とされ、指導員が配置されていました。

開園後、野外音楽堂等が設置されたほか、改修もされましたが、現在でも花壇や門など当初整備された施設を見ることができます。



第一花壇

提供：公益財団法人東京都公園協会みどりの図書館東京グリーンアーカイブス



初代小音楽堂

提供：公益財団法人東京都公園協会みどりの図書館東京グリーンアーカイブス

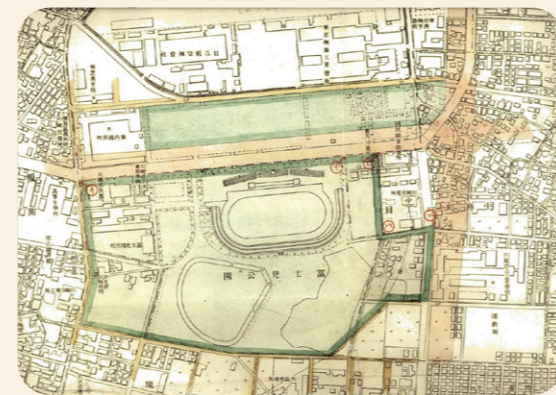
COLUMN [コラム]

旧都市計画法による都市計画決定の公園

東京市区改正条例は、制定後の諸都市の発展に伴い、大正7(1918)年には京都、大阪、横浜、神戸、名古屋の5大都市にも適用されるに至りましたが、大正8(1919)年に大改正され、新たに「都市計画法」(旧都市計画法)として制定されました。

同法第16条において、収用権を伴った都市計画施設としての都市公園制度がはじめて法制上確立しました。

初期の都市計画の中心は街路や風致地区などの地域地区で、都市施設としての公園緑地の決定実績は非常に少ないものでしたが、これにより、土地区画整理事業による小公園の整備が行われるようになりました。



富士見公園(昭和11年都市計画決定・昭和15年開園、川崎市)「富士見公園平面図」昭和23(1948)年、提供：川崎市

関東大震災後の安全な都市づくりに向けた公園整備

大正12(1923)年9月1日に関東大震災が発生すると、甚大な人的・物的被害からの復興のため、防火帯や避難地としての公園の役割が見直され、震災復興事業としての公園整備の気運が高まり、復興計画においては特に公園が重視されました。東京においては、浜町公園、隅田公園、錦糸公園の3ヶ所の大公園と鉄砲洲公園など52の小公園が都市計画決定され、整備されました。同じく被害を受けた横浜では、山下公園、野毛山公園、神奈川公園が復興公園として整備されました。

新しいライフスタイルを感じさせる小公園の施設

震災復興によって整備された公園には、当時はまだ珍しかったプールや遊具、壁泉や日陰棚(パーゴラ)などが設置され、公園で憩い、遊ぶ新しいライフスタイルが提供されました。特に震災による焼失区域に整備された東京の小公園は小学校に隣接し、狭い校庭の補助的役割、地域の防災拠点、コミュニティ形成の場となることをねらっていました。近年、小学校の統廃合が進む中で、わずかに残る公園施設が、復興都市計画に込めた先人の思想を伝えています。



プール(元町公園)【横浜市】

震災を機に、外国人居留地の湧水を利用した船舶向け給水事業の屋敷を、プールが備えられた公園として整備。日本初の公認プールであり、現在も公園の中心施設として親しまれている。



カスケード(元町公園)【文京区】

壁泉やカスケード、二連すべり台など開設当初の施設が残されている。現在公園の整備工事中であり、令和7(2025)年に開園予定である。



すべり台(川南公園)【江東区】

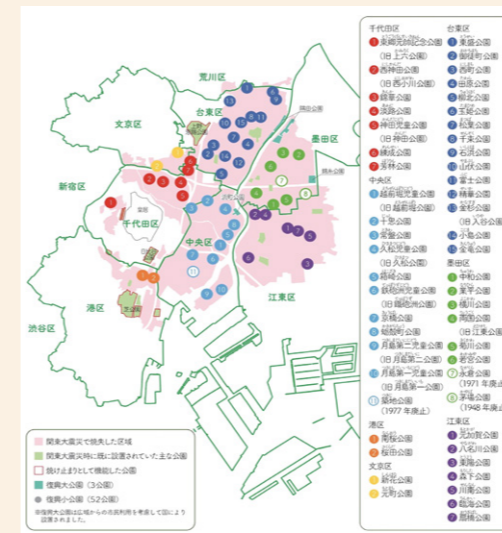
江東区内で当時の遊具が現存している唯一の施設。すべり台には、レリーフが施され、整備当時の形を残しつつ、現在も利用することができる。

COLUMN [コラム]

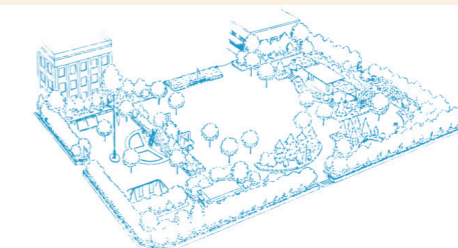
震災復興小公園

関東大震災(大正12(1923)年9月1日)では、火災が鎮火した要因の一つに公園緑地や広場が焼け止まりとして機能したことがわかり、公園設置の重要性が高まりました。

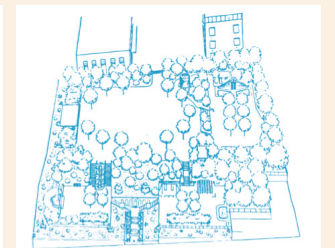
東京市はこれを踏まえ、震災の焼失区域において、震災復興公園として52ヶ所の小公園を整備しました。小公園は、小学校に隣接して整備され、近隣住民の憩いの場や地域コミュニティの中心、地域における防災拠点のほか、校庭の延長や教材園などとしての役割を担ってきました。また、震災復興のシンボルとなるとともに、後の都市公園や児童公園のモデルとなりました。関東大震災100年を契機として、現在、復興小公園の再生に向けた取組が進められています。



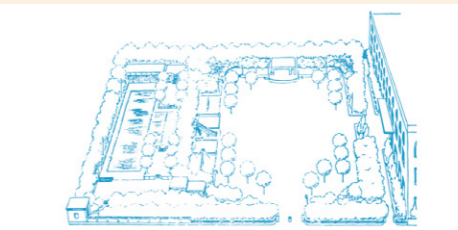
出典：パンフレット「復興小公園の再生」(東京都)



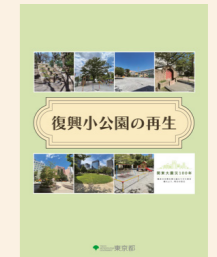
開設当初の公園鳥瞰図(南桜公園)



開設当初の公園鳥瞰図(元町公園)



開設当初の公園鳥瞰図(上六公園)



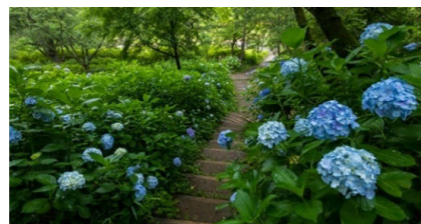
「防空」も見据えた計画的な緑地の配置

昭和に入り、東京をはじめとする都市の拡大が進む中、秩序ある地域の発展の観点から緑地計画の必要性が議論され、「東京緑地計画」が策定されました。

一方、戦時下の様相が色濃くなってきた昭和12(1937)年には、防空法が公布され、都市計画や公園緑地の制度も国防問題と密接に関連付けられることとなりました。これにより、各都市では「防空緑地」として大規模緑地が都市計画決定され、その一部は、現在の大規模公園として引き継がれています。

戦後市街地内で自然とのふれあいの場となった緑地

防空緑地として位置づけられた各都市の緑地の一部は、現在では周囲が市街化された中で、まとまった樹林地や水辺を有し、自然と触れ合いながらレクリエーションを楽しむことができる場として、公園や緑地として整備されています。



樹形山・自然林(生田緑地)【川崎市】
東京緑地計画の環境緑地帯、その後防空緑地として都市計画決定された。樹形山をはじめとした起伏に富んだ地形が特徴で、多摩丘陵の自然と歴史的な遺跡等が残され、広大な自然の宝庫となっている。



三ツ池とその周辺一帯(県立三ツ池公園)【横浜市】
防空大緑地として計画決定され、古くから行楽地として親しまれていたため、都市公園として整備。三ツ池は、かんがい用水地としてつくられ、開発により多くの池が失われた横浜市内にあって、往時の姿をとどめている。

COLUMN [コラム]

東京緑地計画と防空緑地

東京緑地計画

昭和7(1932)年に東京緑地計画協議会が結成され、7年におよぶ調査や立案活動を経て、昭和14(1939)年に「東京緑地計画」が決定されました。

これは、大都市の無秩序な市街地の拡大防止のために、東京の外周部に環状緑地帯(グリーンベルト)を設置し、この緑地帯から都市河川沿いの緑地帯が放射状に市街地に貫入するという総合的で画期的な「緑のマスタープラン」です。

防空緑地

この計画の環状緑地帯は、防空緑地計画でも位置づけられ、広大な緑地を生み出しましたが、これらの土地は戦後の農地改革で解放されて大幅に縮小することとなりました。現在、防空緑地の一部が砦公園、小金井公園、舎人公園、水元公園等の都立公園になっています。

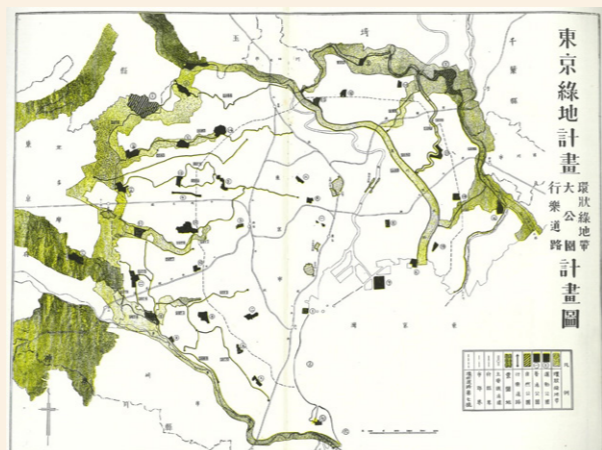
また、各地の主要都市においても防空緑地が指定され、大規模な公園として今日に引き継がれています。



砦公園(撮影時期:昭和41年ファミリーパーク開園式。東京都)提供:公益財団法人東京都公園協会みどりの図書館東京グリーンアーカイブス



服部緑地(大阪府)提供:大阪府



出典:(一社)日本公園緑地協会「公園緑地」第3巻第2・3号(1939)東京緑地計画図



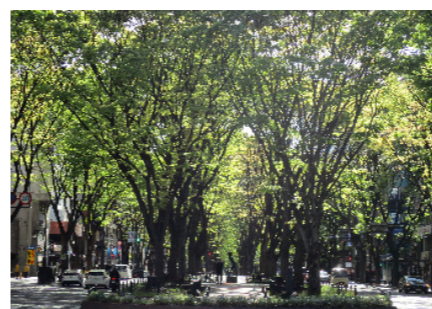
出典:(一社)日本公園緑地協会「公園緑地」第7巻第4号(1943)東京防空空地及空地帯図

緑のシンボルを創出した戦災復興事業

昭和20(1945)年8月15日の終戦とともに、被災都市の戦災復興に取り組むため、昭和20(1945)年11月には戦災復興院が設置され、戦災復興事業がすすめられました。当時わが国では食糧増産等の基礎産業の生産増強を主とした公共投資が行われたため、特に都市公園についての十分な予算確保は困難ではありましたが、そのような中でも、昭和23(1948)年より公園整備の補助事業が開始されました。

まちのシンボルとなった施設や植栽

戦災によって中心市街地が焼失するなど大きな被害を受けた都市では復興事業によって道路や公園などのインフラが整備されました。戦災復興事業によって中心市街地に整備された公園や緑地は、まちの緑の骨格を形成し、公園内の中心的施設や植栽は、中心市街地のシンボリックな存在となっています。



ケヤキ並木(定禅寺緑地)【仙台市】
戦後、広幅員の幹線街路として計画された定禅寺通りでは、道路中央部に緑地を確保。植栽されたケヤキ並木は、杜の都・仙台のシンボルとなっている。



大噴水(県庁前公園)【富山市】
戦災復興の記念碑ともいえる県庁前広場に、富山の豊かな水資源の象徴として大噴水が設置され、まちのシンボルとなっている。



戦災復興記念碑(甲突川左岸緑地)【鹿児島市】
戦後20年の節目に、戦災復興事業が全面的に収束した記念に、「戦災復興記念碑」が設置され、公園のシンボルとなっている。

COLUMN [コラム]

戦災復興土地区画整理事業と公園整備

終戦後の混乱期のなかで、東京圏の計画的な整備を図るため昭和25(1950)年に首都建設法が制定されました。これに伴って公園計画も再検討されましたが、事業化されることはありませんでした。全国的にみてもみるべきものはありませんでしたが、一つの例外は、国家的な戦災復興土地区画整理事業の推進によって、小公園が多数整備されたことです。

首都建設法は実効の上がないまま、昭和31(1956)年の首都圏整備法によってかわられました。首都圏整備法は、首都圏の秩序ある整備を図るため、基本計画、整備計画及び事業計画から構成される首都圏整備計画等について規定しており、これに基づいて昭和33(1958)年に首都圏整備計画が策定されました。関係都県の公園緑地計画もこれに即して大改訂されることとなり、東京都の場合も市区改正以来の公園計画の大改訂が行われました。



勾当台公園(撮影時期:詳細不明。仙台市)提供:仙台市戦災復興祈念館



須崎公園(撮影時期:平成28年。福岡市)提供:福岡市

2 人々の多様なニーズに対応して 整備されてきたことを伝える施設

都市公園制度制定以来、都市公園は国民にとって憩いの場、交流やコミュニティ形成の場、子どもの遊び場等として生活の中で重要な役割を果たしてきました。高度経済成長期以降、暮らしの安定とともに快適な都市環境や心豊かな暮らしを求める人々のニーズも多様化し、それに対応するため、国土交通省(旧建設省)では、各ニーズに対応した都市公園や公園施設を積極的に整備してきました。登録施設はそうした安全、快適で心豊かな暮らしを求める人々のニーズに応えてきた変遷を伺うことができます。

新たなライフスタイルへの対応

人々のライフスタイルを投影した公園施設

昭和の時代になると、公園は、日常的な憩いの場やコミュニティの場等として日常生活に溶け込むようになり、昭和31(1956)年には都市公園法が制定されて公園の整備水準や配置基準等が定められると都市公園は一定の水準で整備されるようになりました。一方で都市化の進展に伴い、空地の減少や交通事故の増加等によって子どもの遊びや日常の暮らしに影響が出るようになり、それらの解決策の一つとして子どもの遊び場や安全な暮らしを支えるための交通知識習得の場等が公園施設として整備されています。このように、時代ごとの人々の日常的なライフスタイルを反映した施設が残されています。

戦前における生活様式に対応した施設「ラジオ塔」

関東大震災によって、情報伝達メディアとしてラジオの必要性が認識されるようになり、大正14(1925)年、日本初のラジオ放送が開始され、ラジオの普及も兼ねて全国の公園に設置されるようになりました。当初はまだラジオは高価だったため、近隣住民が集まってラジオ放送を聞いていました。現在ではその役割を終えましたが、当時の生活様式を伝えています。



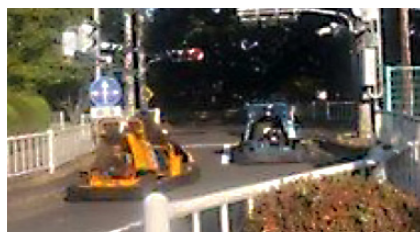
ラジオ塔のレプリカ(大浜公園)【堺市】
昭和8(1933)年に設置され今も公園内に設置。本体とは別にレプリカを設置し、音響機器を内蔵して毎朝、ラジオ体操の放送を流している。



ラジオ塔(調公園)【さいたま市】
昭和15(1940)年に日本放送協会より寄贈されたラジオ塔は、現在では本来の機能は無いものの、当時の姿を残している。

交通知識の普及のための公園施設

戦後の高度経済成長とともにベビーブームで増加した子どもたちが地域内で遊ぶようになり、交通戦争と揶揄されるほどの交通事故が社会問題となってきたことを背景として、顕著になってきた交通事故の対策として、昭和40年代以降、公園内に交通知識や交通マナーを習得するための施設が設置されました。疑似道路や信号機、自転車コース等が公園施設として設置され、現在でも交通公園として親しまれ、交通安全のための施設として、また子どもの遊び場として活用されています。



八幡山交通公園【宇都宮市】
主に小学3年生から中学3年生までを対象に交通道徳を学ぶ場として、825mの走路に実際の道路で用いられる実物の信号機や標識が設置されている。



模擬道路(大宮交通公園)【京都市】
公園開園当初はゴーカートで走ることができた。現在は公募管理設置制度(Park-PFI)を活用し、自転車を通じた交通教育の場として改修され、自転車教室を開催している。



交通公園(和歌山交通公園)【和歌山市】
交通安全の指導を目的とする教育施設として、県内で初めて整備された。道路、横断歩道、交通信号機、各種道路標識等により四季の街を造形し、参加・体験型の交通安全教育を行っている。

子どものための遊び場と時代を映す遊具

プレスカルプチャー

戦後、都市化の進展とともに子どもの遊び場だった空地等が減少してきたこともあり、昭和31(1956)年に制定された都市公園法で、児童公園の設置基準に基づく3種の神器(ブランコ、滑り台、砂場)の遊具を設置した児童公園が全国に整備され、子どもの遊び場が確保されるようになりました。タコや富士山、お城の形状のすべり台は、子どもたちの想像力をかきたてて楽しく遊ぶことができ、特徴的なデザインが取り入れられました。コンクリート製のオリジナルのプレスカルプチャーが昭和32(1957)年に始めて整備されると全国に普及し、特にタコの形状のすべり台は全国に広がり、現在も多くが残されています。



タコ遊具(新西新井公園)【足立区】
全国第一号のタコ遊具ではないかと言われている。区職員の提案でタコのような頭をつけて現在の形になった。塗装の際には公募することもある。



プレイマウント(富士山すべり台)【名古屋市】
名古屋市職員が設計したコンクリート製築山遊具第一号。共通図面により市内のみならず周辺市町や県外にも設置された。



お城遊具(西海岸公園)【新潟市】
新潟港開港百年記念と震災復興祈念の博覧会会場に設置され、展望台としても機能し公園のシンボルとなっている。

プレーパーク

プレーパークの前身は、子どもの遊ぶ環境に疑問を抱いたご夫妻による「子どもが自由に遊べる」遊び場づくりです。世田谷区は、この活動の実績を踏まえて昭和54(1979)年国際児童年の記念事業として、冒険遊び場事業を採択、地域住民と共に区立羽根木公園の一角にプレーパークを開設しました。その後事業の継続が決定し、日本で初の常設のプレーパークが開設されました。



羽根木プレーパーク(羽根木公園)【世田谷区】

民間活力を活かした公園施設

公園施設を適切に整備・更新し、公園利用者の利便の向上を図るためには、民間活力を最大限活用することが必要です。平成29(2017)年の都市公園法改正により、都市公園の利用者の利便の向上をもっとも図ることができる者を公募により選定する仕組み(公募設置管理制度(Park-PFI))が開発され、この制度に基づき様々な施設が整備されています。



ミズベヒロバ(久屋大通公園)【名古屋市】
Park-PFI制度の先駆的な取組として平成29(2017)年10月に事業者の公募を開始し、令和2(2020)年9月に「Hisaya-odori Park」として開園した。「ミズベヒロバ」は水盤に映し出されたテレビ塔を背景の写真撮影するなど名所の一つとなっている。

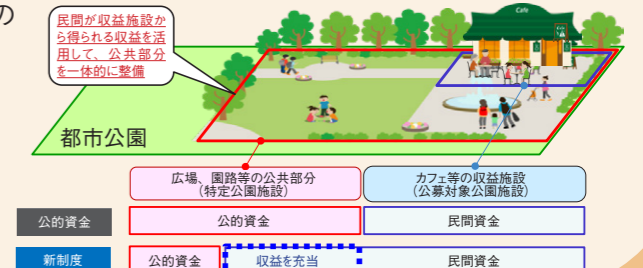
COLUMN 【コラム】

Park-PFI制度の概要

Park-PFIは、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法です。



木伏緑地(盛岡市)



スポーツ振興や健康の増進

健康・運動のための公園整備

戦後、国民の体力向上のため、国民体育大会が開始され、競技施設の多くが都市公園内に整備され、現在も各地のスポーツ振興に役立っています。また、高齢化の進展や健康志向の高まりから、健康遊具などが公園内に設置されるようになり、国民の健康増進に寄与しています。

スポーツの普及・振興や健康増進のための公園施設

国民体育大会の開催記念施設

戦後の混乱期の中で国民に希望と勇気を与えるため、昭和21(1946)年に第1回国民体育大会(第78回大会から国民スポーツ大会に名称変更)が近畿で開催され、それ以降、毎年、「広く国民の間にスポーツを普及し国民の体力向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与する」ことを目的として夏と冬の大会が全国の都道府県持ち回りで開催されています。開催地には、主会場となる施設や陸上競技会場などが国体の施設設置基準に基づき都市公園の施設として整備され、その施設を利用し、国体開催後には全国身体障害者スポーツ大会が開催されています。



平和陸上競技場(舞鶴公園)【福岡市】
第3回国民体育大会の主会場として建設され、毎年開催される福岡国際マラソンのスタート・ゴール地点となっている。



第19回全国身体障害者スポーツ大会記念モニュメント(群馬県立敷島公園)【前橋市】
第19回全国身体障害者スポーツ大会を記念したモニュメントで、公園の脇を通る道路からも目に付きやすい場所に設置された。



国体開催記念モニュメント(小瀬スポーツ公園)【甲府市】
第41回国民体育大会(かいじ国体)を記念して、水晶の結晶体を表したクラフトタワーと池から構成されるモニュメントが建設された。

健康・運動施設

昭和50年代後半になると、高齢社会の到来や健康への関心の高まりから健康長寿推進のため、各年齢層が手軽に各種の運動が行える拠点の公園及び誰もが身近に健康運動が楽しめる施設を有する公園の整備が進められました。その後、平成から令和にかけてサッカーやテニス、野球、運動広場などの運動施設が整備され、その後もニーズの多様化とともに若年層のニーズに対応した新しいタイプの運動施設も整備されるようになりました。



総合競技場(千葉県立柏の葉公園)【柏市】
公園は「天皇陛下御在位60年記念健康運動公園」の指定を受け、総合競技場、庭球場、野球場が整備された。



スケートパーク(笠間芸術の森公園)【笠間市】
公園の賑わい創出を図るため、東京オリンピックの正式種目で若年層に愛好者の多いスケートボードに着目して整備された。



多目的運動広場(新潟県立紫雲寺記念公園)【新潟市】
新たな時代の活力の源となる国民の健康の維持増進等を図るため、昭和天皇のご在位60年を記念して健康づくりのさきがけとして計画され、多種多様なスポーツができる環境が整備された。

COLUMN [コラム]

国民の健康・体力づくりの要請に応える都市公園等の整備の推進

昭和56(1981)年に閣議決定された「第3次都市公園等整備五箇年計画」における重点事業として、国民の健康・体力づくりの要請に応える都市公園等の整備の推進が位置づけられました。これは、国民生活における健康づくり、体力づくりへの志向を背景として、国民各層にみられる、多様化、高度化しかつ増大するスポーツ活動への欲求に対処するためのものです。

これ以降、健康・運動施設整備事業などの事業を通じて、各年齢層に対応した運動施設の充実が図られることとなりました。



陸上競技場(広島広域公園)【広島市】

安全で快適な都市環境の形成

自然とのふれあい・都市の防災機能強化のための公園整備

昭和30年代から40年代にかけて、大気汚染等公害問題の顕在化や開発に伴う緑地の減少による自然環境の悪化等が課題となり、快適な生活環境が求められるようになりました。また、心の豊かさを求め、緑豊かで美しい住環境や自然とのふれあいを求めるニーズが高まったことから、都市環境の改善、自然の回復や自然とのふれあいの場としての整備が進められました。さらには、平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災を契機として都市防災への対策が強化されるようになり、都市公園には避難地や防災拠点として災害発生時に備えた施設の整備が進められています。

生活環境の悪化の改善や自然環境の保全・ふれあいの場の創出のための公園施設

緩衝緑地

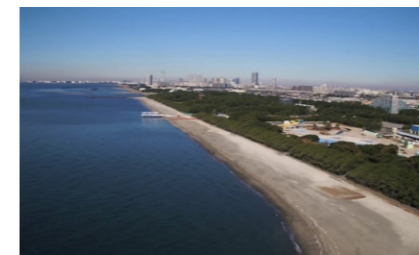
高度経済成長に伴う公害の顕在化等により、都市環境改善の気運が高まりを見せ、工場立地法による工場緑化が進められるとともに工場地帯周辺には生活環境保全のための公園として緩衝緑地が整備されるようになりました。



姫路地区【第1期】共同福利施設事業碑(浜手緑地白浜地区(通称 新開公園))【姫路市】
緩衝緑地内に設置された石碑には、臨海工業地帯と生活環境とを分断する目的で整備されたことが記されている。

自然回復・自然とのふれあい施設

昭和48(1973)年に制定された都市緑地保全法(現在は「都市緑地法」)では、都市に残された貴重な緑地の保全を図るとともに、住民が主体となって緑化の推進に取り組むことを可能とする制度が創設されました。都市公園においても自然環境の回復や自然とのふれあいを求める人々のニーズに対応するため、樹林や湿地等の自然を保全・回復して自然とのふれあいの場を確保する都市公園が整備されるようになりました。公園内に確保されたこうした環境は、市街地内の貴重な自然とのふれあいの場として親しまれているだけでなく、市民参加によって公園内の自然が回復され、市民の環境活動や指導者育成の拠点としても活用されています。



いなげの浜・磯の松原(稲毛海浜公園)【千葉市】
臨海部の埋め立てによって失われた海岸復元のため、人工海浜「いなげの浜」を造成。また、白砂青松の風景再現のためのクロマツの苗木を約6万本植栽した「磯の松原」は、「日本の白砂青松100選」に選ばれた。



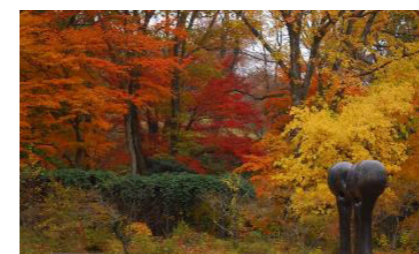
自然生態観察公園(県立座間谷戸山公園)【座間市】
市街地に残された谷戸の多様な自然環境を保全するため、全国初の自然生態観察公園(アーバン・エコロジーパーク)として整備された。



市民参加により再生を目指す森(びわこ地球市民の森)【守山市】
鹿川敷の一部を豊かな森として再生するため、「平成の森づくり事業」により整備。県民との協働により延べ16万本の植樹を行い、育樹活動を行っている。

ふれあい型動物園・植物園等

地域の自然環境を保全回復した公園整備とともに、身近に動物や植物とふれあうことができる動物園や、地域固有の草花に親しめる植物園や花壇も整備されるようになりました。



野草園(大仙寺山公園)【仙台市】
戦時中、激減した郷土の植物を移植・保存し植物知識の普及等のため整備された。造成や野草の採取、植栽作業に野草愛好家など多くの市民が携わった。



ふれあい動物広場(相模原麻溝公園)【相模原市】
初代ふれあい動物広場の開園当時から、小動物やポニー、家畜類とのふれあいを通じて子どもたちへの社会教育、体験教育を行っている。



自然観察舎、自然生態園(21世紀の森と広場)【松戸市】
千駄堀の谷津田の湿地や既存の樹林地をそのまま残した自然豊かな場所となり、人の立ち入りを制限しているエリアを自然解説員と一緒に歩きながら観察する「湿地の観察会」を催している。

都市緑化の普及啓発のための公園施設 (全国都市緑化フェア会場等)

花壇・記念碑等

緑豊かなまちづくりや暮らしへの関心の高まりを背景として、昭和51(1976)年、「都市緑化対策推進要綱」(建設事務次官通達)によって、緑の相談所(都市緑化植物園)の設置、緑のマスタープランの策定等による都市緑化の普及啓発が進められるようになり、昭和58(1983)年には大阪で第一回全国都市緑化フェアが開催され、その後、全国各地で毎年開催されています。その開催記念として開催時に整備された花壇や庭園、モニュメント等が継承されているほか、記念碑等が残されています。



水景園(京都市立関西文化学術研究都市記念公園)【精華町】
文化開発の基盤となる歴史的風土や日本的な文化の象徴となるよう建設され、四季折々の風景が楽しめる現代の回遊式日本庭園内では、季節毎のイベントが年に数回開催され、大人から子どもまで楽しめる。



「都市緑化植物園と円形花壇」(服部緑地)【豊中市】
昭和58(1983)年「第1回全国都市緑化フェア」が開催され、それを契機として都市緑化植物園や円形花壇を整備。円形花壇は昭和34(1959)年の皇太子殿下御成婚の慶事の記念事業として設けられたものを再整備。都市緑化植物園は都市住民に対する緑化の普及・啓発・相談などの場とすることを目的としている。

緑の相談所

都市緑化植物園として整備された公園には、都市緑化の普及啓発拠点として緑の相談所が設置され、花や緑への関心を高め、市民による緑化の活動拠点としても機能しています。



緑化推進センター(飯田公園)【浜松市】
都市緑化植物園として整備された公園内に各種見本園とともに緑の相談所が設置され、年間1,000件以上の相談を受けている。

COLUMN [コラム]

全国都市緑化フェア

昭和57(1982)年6月、建設大臣の諮問機関である都市計画中央審議会「都市における総合的な都市緑化を推進するための方策についての第二次答申」において、都市緑化に関する意識の高揚と知識の普及などを図るための中心的行事として定期的に開催都市を選定し、都市公園を会場として全国都市の高揚、都市緑化に関する知識の普及などを図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、もって緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として、昭和58(1983)年度から原則として毎年度、「全国都市緑化フェア」が開催されています。

- 開催地の特色を活かした都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及、技術の向上などに関連する様々な行事を実施
- 広く各界の参加のもと都市緑化に対する国民の理解と協力を得て、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進することを目的に、中心的な行事として、皇室をお迎えして全国都市緑化祭を開催



第39回北海道フェア(2022年) 提供: 恵庭市



第40回仙台フェア(2023年) 提供: 仙台市

都市の防災機能強化のための公園施設

後方支援活動拠点の防災施設

大震災時において避難地・避難路等としての機能を果たす防災公園の整備は、昭和53(1978)年に事業が開始されました。その後、平成7(1995)年に発生した阪神・淡路大震災や中越地震等の教訓を踏まえ、防災公園として整備される都市公園は重要性を増し、避難拠点、救援活動拠点、復旧・復興拠点としての機能を果たすために必要となる防災施設が整備されています。

防災公園の防災施設

全国の防災公園においては、その機能を発揮するため、防災施設として災害用仮設トイレ、ソーラー・風力照明灯、地下貯水槽、非常用自家発電装置等の施設が整備されています。



防災施設(神戸震災復興記念公園)【神戸市】
防災公園街区事業により整備を行い、公園内には防災施設として災害用仮設トイレ、ソーラー・風力照明灯、地下貯水槽、非常用自家発電装置等が整備された。



後方支援活動拠点(久宝寺緑地)【八尾市】
平成7(1995)年の阪神・淡路大震災を受け、改定された大阪府地域防災計画に基づき広域避難場所及び後方支援活動拠点の指定を受けた。後方支援活動拠点としての駐車場や運動施設は大規模災害発生時に備え、自衛隊による訓練が実施されている。

COLUMN [コラム]

防災公園

地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者や帰宅困難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等となる都市公園等について、緊急に整備を推進しています。

国土交通省では、地域防災計画に位置づけられている避難地、避難路、防災拠点等となる都市公園の整備を重点的に支援しています。



備蓄倉庫
発災時の食糧の備蓄、及び救助等に必要器具を保管する施設



耐震性貯水槽
災害によって水道等のライフラインが断絶した場合の当面の飲料水や消防用水の確保をする施設



ヘリポート
発災時の緊急物資の輸送の確保等のためのヘリポート

機能区分	役割	公園種別	面積等
一次避難地	大震災等の災害が発生した場合において主として一時的避難の用に供する都市公園	近隣公園 地区公園等	面積 2ha以上
避難路	広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる都市公園	緑道等	幅員 10m以上
広域避難地	大震災等の災害が発生した場合において広域的避難の用に供する都市公園	都市基幹公園 広域公園等	面積 10ha以上
地域防災拠点	主として救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地となる都市公園	都市基幹公園等	面積 概ね10ha以上
広域防災拠点	主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる都市公園	広域公園等	面積 概ね50ha以上

※その他、主として都心部から郊外部への帰宅者の休憩、情報提供等の場所となる帰宅支援場所がある。



大洲防災公園(市川市、2.8ha、市事業)



防災トイレ



三木総合防災公園(三木市、202ha、県事業)



備蓄倉庫
物資の集積・配送拠点となる運動施設

個性と活力ある都市や農村づくり

地域活性化に資する公園整備

地域の歴史や文化を活かした地域活性化に向けて、都市公園においては昭和50年代以降、カルチャーパーク事業等地域活性化を目的とする事業が開始され、各地の歴史文化資源等を活用し、それらを紹介・体験する公園施設等が整備されるようになりました。

地域の自然や歴史文化資源を活かした公園施設

陶芸や花など地域の歴史文化や産業等の資源を活かした広場や花壇等の整備によって観光資源となり、地域活性化に貢献しています。



アート広場(越前陶芸公園)【越前町】
越前焼の産地で窯業の再興を図るため、陶芸館や博物館等とともに陶芸作品を展示する広場を整備。イベント会場としても活用されている。



水の回廊(メインプロムナード)(瀬戸大橋記念公園)【坂出市】
瀬戸大橋を象徴する施設として瀬戸大橋をかたどった噴水を含む公園整備により、来園者が増大するなど、地域活性化に資する公園となっている。



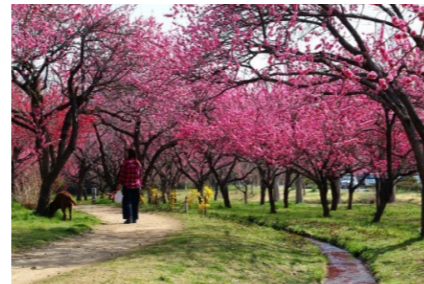
多目的広場等(市民文化公園)【苫小牧市】
都市的な環境と都市イメージの向上を図ることによる魅力ある都市づくりの拠点として整備され、市民のふれあいや安らぎの場となっている。



万葉植物園(島根県立万葉公園)【益田市】
万葉集と歌人柿本人麻呂が石見地方における古代文化の象徴とされてきたことから、万葉植物が生育する自然を活かした植物園を整備し、万葉ロマンを感じる場となっている。



バラ園(ぎふワールド・ローズガーデン)【可見市】
約6千品種、2万株を展示する世界最大級のバラ園。日本で初めて世界バラ会連合優秀庭園賞を受賞し、地域活性化にも寄与している。



桃園(古河総合公園)【古河市】
明治期には関東一円から花見客が訪れていた桃の名所「古河桃林」の復活を図るため、主に5種のハナモモを植栽。平成15(2003)年、わが国で初めてユネスコ「メリノ・メルクーリ賞」を受賞した。

COLUMN [コラム]

カルチャーパーク等の整備の推進

昭和56(1981)年に閣議決定された「第3次都市公園等整備五箇年計画」における重点事業として、カルチャーパーク等の整備の推進が位置づけられ、地域のコミュニティ意識の醸成、地域文化の振興を図るため、地方都市における文化活動等の拠点、都市のシンボルとなるカルチャーパーク等の都市公園の整備が進められることとなりました。



スポーツ文化センター(維新百年記念公園)【山口市】



むつマエダアリーナ(むつ市総合アリーナ)(おおみなと臨海公園)【むつ市】

広域的なレクリエーション活動への対応

レクリエーション需要に対応する公園整備

モータリゼーションの進展とともに週末のレクリエーション活動のニーズが高まりを受け、昭和45(1970)年に国の「レクリエーション都市構想」が発表され、レクリエーション都市としての都市公園の整備や広域の誘致圏を有する国営公園の整備のほか、昭和62(1987)年から開始されたオートキャンプ場の整備事業によって全国に数多くのオートキャンプ場が整備されるなど、アウトドア・レクリエーション志向に対応した施設の整備が進みました。

レクリエーション都市の拠点施設として整備された公園施設

レクリエーション都市は、「大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域」で、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置されています。



蓮沼ウォーターガーデン(蓮沼海浜公園)【山武市】
レクリエーション都市構想に基づき計画され、昭和50(1975)年に千葉県内で最大級の屋外プールが整備された。県外からも多くの利用者が訪れている。

宿泊滞在型レクリエーションの代表的な施設として整備されたオートキャンプ場

余暇時間の拡大や高速道路の整備等とともに週末や夏休みなどのレクエーションとして、自家用車での家族旅行が増加し、またアウトドア・レクリエーションへの人気の高まりを背景として、オートキャンプの需要が増大しました。このようなニーズに対応するため、昭和62(1987)年度から都市公園内にオートキャンプ場整備する事業が開始され、豊かな自然環境の中で宿泊滞在型レクリエーション需要に対応した質の高いオートキャンプ場の整備が推進され、全国の都市公園内に多くのオートキャンプ場が設置されました。



オートキャンプ場(オホーツク公園)【網走市】
昭和63(1988)年に作成された「オートリゾートネットワーク構想」によりオートキャンプ場が計画され整備された。



オートキャンプ場とまろっと(土佐西南大規模公園)【四万十市】
サーフスポットに近接するキャンプ場として気軽にサーフィンとキャンプが楽しめる。



大子広域公園オートキャンプ場(大子広域公園)【大子町】
豊かな自然環境や温泉資源を活かし、四季を通じて遊べる多目的温泉プールやオートキャンプ場、多目的広場等があり、リピーター客など多くの人を呼び込んでいる。

COLUMN [コラム]

都市における緑地の質・量両面での確保に向けて ～都市緑地法等の一部を改正する法律～

近年、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度(Well-being)の向上等の課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待が高まっている一方で、我が国は世界と比較して都市における緑地の充実度が低く、また減少傾向にあるとの課題もあります。

令和6(2024)年5月29日に公布された「都市緑地法等の一部を改正する法律」は、こうした背景を踏まえ、都市における緑地の質・量両面での確保、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等を強力に進め、良好な都市環境を実現するため、地方公共団体や民間事業者の取組を後押しする仕組みを構築するものです。

「都市緑地法等の一部を改正する法律」の概要 公布:令和6年5月29日 施行:公布の日から6か月以内

- 1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保
①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】
②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】
- 2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新
①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】
②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都市開発資金法】
- 3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み
①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都市開発資金法】
②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】

予算・税制措置と併せて「まちづくりGX」を推進

国土交通省HP: https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000250.html

国営公園制度の創設

都市公園法は、制定以来、営造物公園に関する公物管理法として、都市公園の設置主体は地方公共団体に限られていました。しかし、建設省（現：国土交通省）においても国家的記念事業として、また広域的なレクリエーション需要に応えるため、昭和44（1969）年度より建設省設置法に基づき国営武蔵丘陵森林公園、国営飛鳥歴史公園*、淀川河川公園、海の中道海浜公園及び国営沖縄海洋博覧会記念公園*の整備を行ってきました。

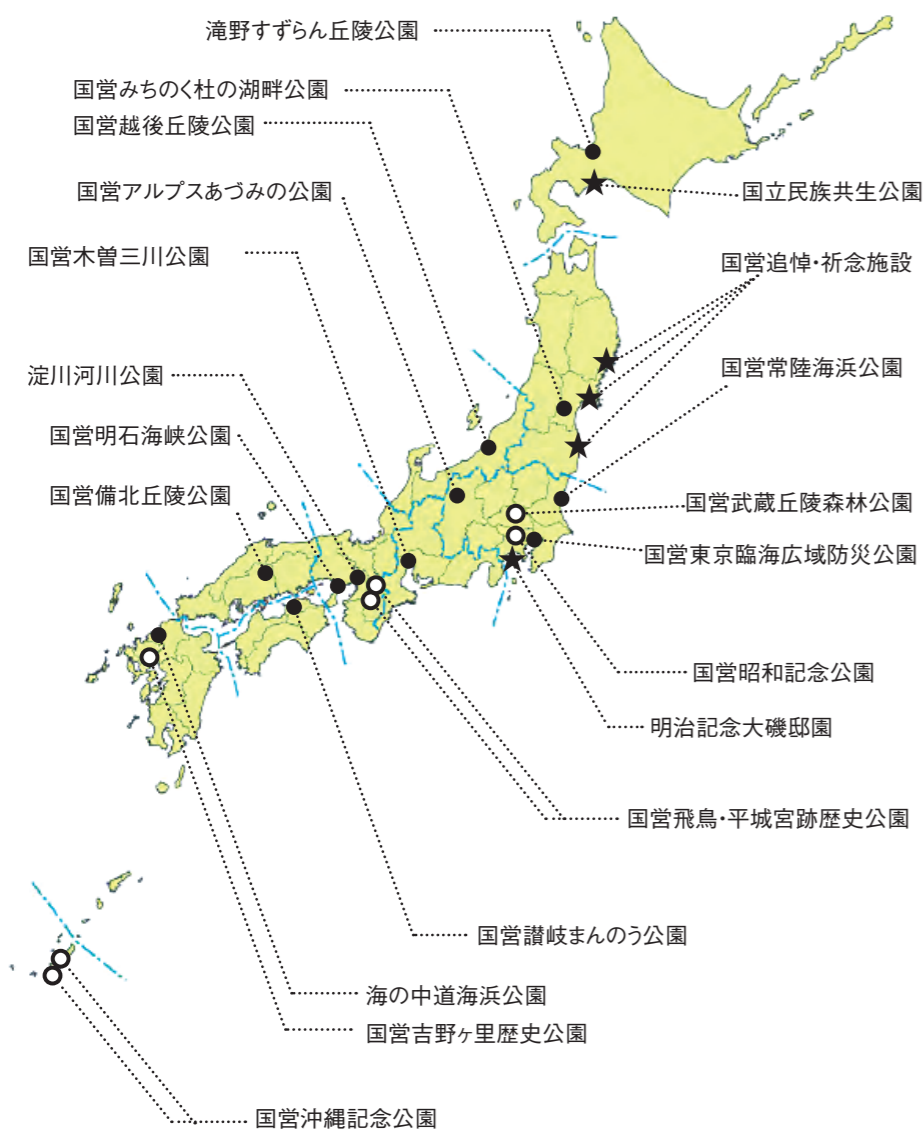
このような国の設置に係る公園について適切に維持管理を行うため、昭和51（1976）年都市公園法の改正で都市公園の体系に取り込み、設置管理のための制度を整備しました。

広域的な見地から、またわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため国が設置する国営公園は、現在17ヶ所で整備または維持管理を行っています。

公共空地については、国土交通省設置法に基づき、全国5ヶ所において整備または維持管理を行っています。

※当時の公園名

国営公園と公共空地（配置）



- イ号公園：一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置（12ヶ所）
- ロ号公園：国家的な記念事業または我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため設置（5ヶ所）
- ★公共空地：国土交通省設置法第4条第1項第48号に基づく整備（5ヶ所）



多様なニーズへの対応（施策公園）

昭和50年代以降、国民の都市公園に対する多様なニーズに対応するため、都市公園事業の範囲内で、各種のニーズに対応した都市公園を施策公園としてネーミングを行い、適宜整理統合を行いながら、特徴ある都市公園の整備を重点的に進めてきました。

第1次から第6次に至る都市公園等整備第五箇年計画等による都市公園等の緊急的・計画的な整備も相まって、豊かな国民生活や経済活動の基盤となる社会資本としての都市公園の充実に一定の成果をもたらしました。

安全で安心できる都市づくりへの対応

- 防災公園（昭和53年度～）
- 防災緑地緊急整備事業（昭和61年度～）
- グリーンオアシス（平成7～13年度）
- 防災公園街区整備事業（平成11年度～）

長寿・福祉社会への対応

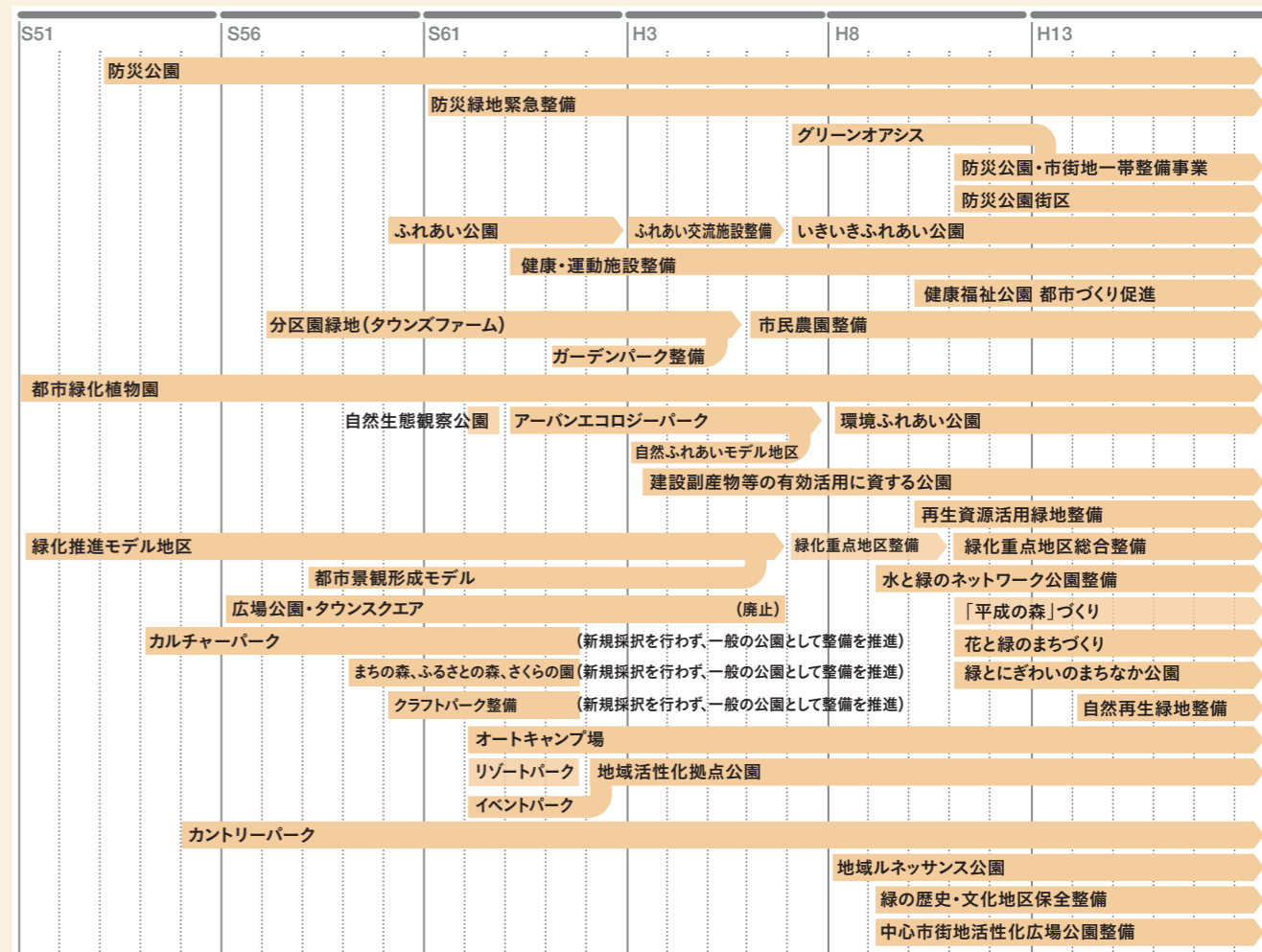
- ふれあい公園（昭和60～平成7年度）
- 健康・運動公園整備事業（昭和62年度～）
- 分区園緑地（タウンズファーム）（昭和57年度～）
- ガーデンパーク整備事業（平成元～6年度）

都市環境の安全・改善や自然との共生への対応

- 自然生態観察園、アーバンエコロジーパーク（昭和62～平成8年度）
- 都市緑化植物園（昭和51年度～）
- 建設副産物等の有効活用に関する公園（平成4年度～）
- 再生資源活用緑地整備事業（平成10年～）
- 緑化推進モデル地区事業（昭和51～平成11年度）
- 都市景観形成モデル事業（昭和58～平成11年度）
- 平成の森づくり事業（平成11年度～）
- 花と緑のまちづくり事業（平成11年度～）
- 自然再生緑地整備事業（平成14年度～）
- 水と緑のネットワーク公園整備事業（平成9年度～）

広域的なレクリエーション活動や個性と活力のある都市、農村づくりへの対応

- リゾートパーク・イベントパーク（昭和63～平成2年度）
- 中心市街地活性化広場公園整備事業（平成10年度～）
- 緑とにぎわいのまちなか公園（平成11年度～）
- オートキャンプ場（昭和62年度～）
- 緑の歴史・文化地区保全整備事業（平成10年度～）
- 地域ルネサンス公園（平成9年度～）
- 広場公園・タウンスクエア（昭和56～平成元年度）
- カルチャーパーク（昭和54～平成6年度）
- まちの森、ふるさとの森、さくらの園（昭和59～平成元年度）
- クラフトパーク整備事業（昭和60～平成元年度）
- カントリーパーク（昭和55年度～）



3 都市公園におけるイベント等の事跡を象徴する施設

多くの観客を誘致する国際レベルのスポーツイベントや博覧会の会場として整備された都市公園には、その開催記念としての碑やレガシー施設が残されています。また、国家的な祝賀の記念施設や国際交流・国際親善の記念施設、大規模災害による復興を祈念する施設や恒久平和を祈念する施設が都市公園に設置されるなど、イベントや復興等の事跡を伝えています。

国際的なイベントの開催会場としての公園整備

イベント開催を記念した公園施設

昭和39(1964)年に東京オリンピックが開催されて以降、3度のオリンピックやサッカー・ラグビーの世界大会などの会場は、その多くが都市公園に整備され、そのレガシーを今に伝えています。また、昭和45(1970)年に日本万国博覧会(大阪万博)が開催されて以降、国際博覧会の跡地は都市公園として整備され、博覧会開催時に展示された庭園、記念碑等が残され、その記憶を今に伝えています。

オリンピックやワールドカップ等国际的なスポーツイベントの記念施設

オリンピックの記念施設

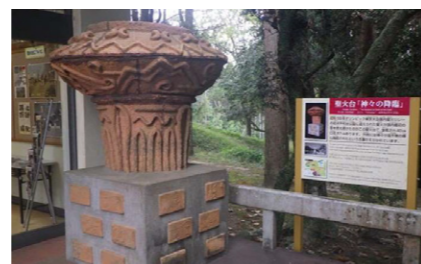
昭和39(1964)年、アジア初のオリンピックが東京で開催され、駒沢オリンピック公園などオリンピック会場の一部は、その後都市公園として開園し、競技施設の一部は令和3(2021)年に開催されたオリンピック東京大会においても競技施設として利用されました。



管制塔(駒沢オリンピック公園)【世田谷区】
本施設は、電気、電話、給水塔の設備機能を集中させ、公園の管理を経済的かつ合理的に実施できるようにするとともに、公園の中央広場の焦点・シンボルとして、オリンピック開催を記念するために整備された。



聖火台(戸田公園)【戸田市】
ボート競技会場の聖火台。近隣の川口市の鋳物工場で作製され、当時の聖火台が今も展示されている。



聖火台(県立平和台公園)【宮崎市】
平和公園が国内聖火リレーの出発地点となった際に使用された聖火台が公園内に設置されている。

ラグビーワールドカップ等の記念施設

昭和39(1964)年の東京オリンピック以降、ユニバーシアードや競技大会別の世界選手権も数多く開催され、記念碑や記念広場等が整備されています。サッカーワールドカップとともに世界的に大規模なスポーツイベントであるラグビーワールドカップが開催されたことを記念したモニュメント等により、その興奮を伝えています。



ユニバーシアード記念平和の杜(東平尾公園)【福岡市】
平成7(1995)年のユニバーシアード開催を記念し、大会金メダルを模したモニュメントを中心にシンボルマークを象ったモニュメントが周囲に配置された広場である。



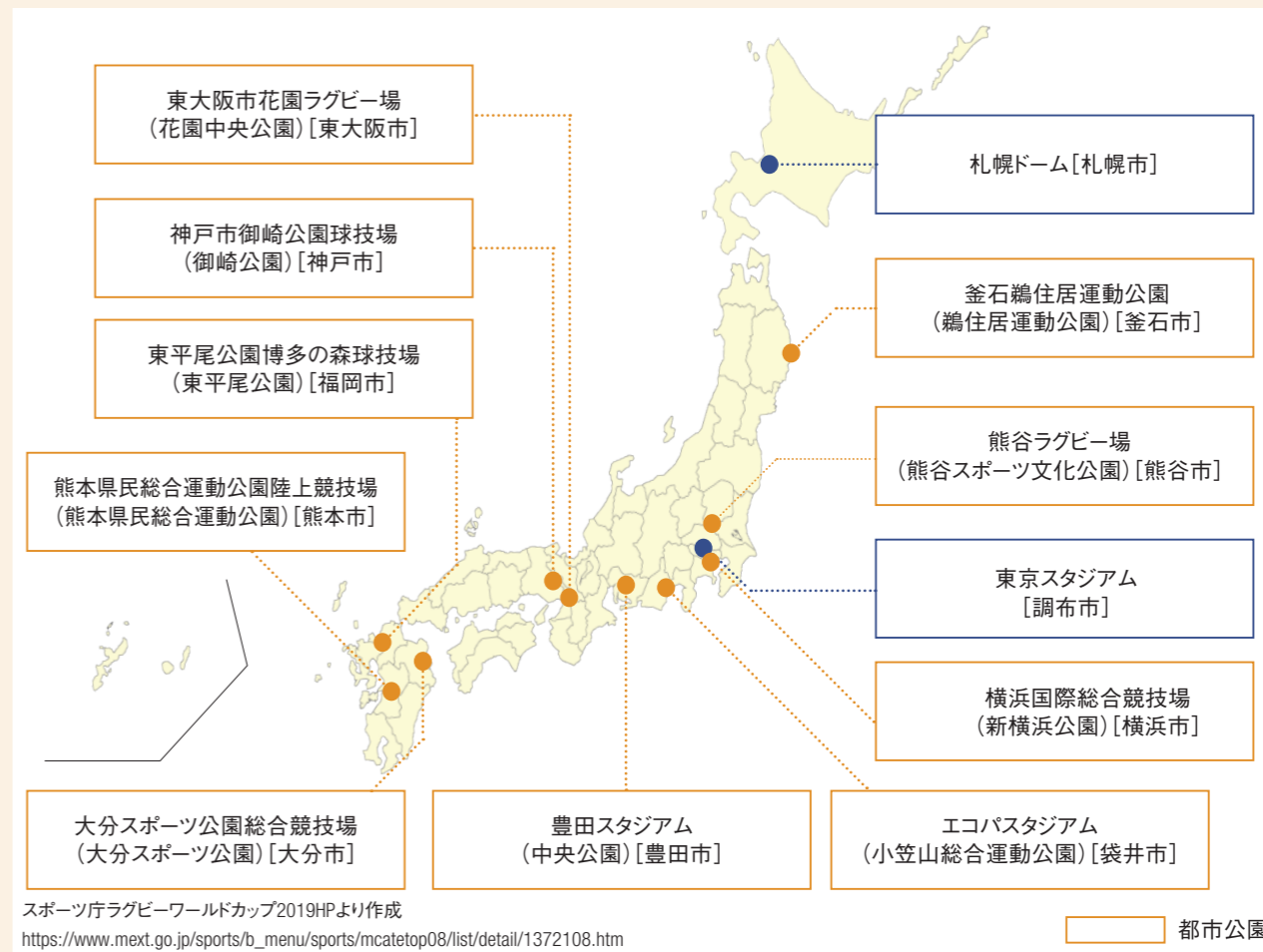
ラグビーワールドカップ2019メモリアル(熊本県民総合運動公園)【熊本市】
ラグビーワールドカップが開催されたことを記念し、日本大会デザインギルバートボールのモニュメントである。



花園ラグビーの日制定記念モニュメント(花園ラグビー場)【東大阪市】
花園ラグビー場でのラグビーワールドカップ初戦が開催された日を花園ラグビー場の日と制定し、その記念モニュメントが設置された。

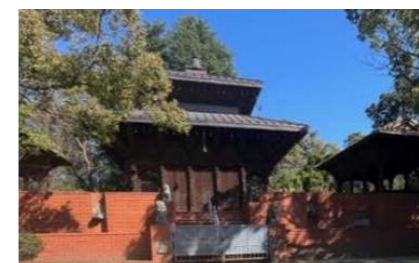
ラグビーワールドカップの会場となった都市公園

令和元(2019)年に開催されたラグビーワールドカップ2019の大会会場12ヶ所中10ヶ所が都市公園でした。大会開催に向けて都市公園のスタジアムの改修等を行い、大会を契機としてスポーツを通じた地域の活性化の推進に寄与しています。



国際博覧会等の開催記念施設

昭和45(1970)年、日本で初めての国際博覧会が大阪で開催され、その跡地は万博記念公園として整備されたほか、その後開催された沖縄海洋博(昭和50~51(1975~76)年)、つくば万博(昭和60(1985)年)、大阪花と緑の博覧会(平成2(1990)年)、ジャパンプローラ2000(平成12(2000)年)、浜名湖花博(平成16(2004)年)、愛・地球博(平成17(2005)年)の開催跡地は公園として整備され、開催に合わせて整備された庭園、花壇や時計、モニュメントが残され、会期中の賑わいを伝えるとともにレクリエーションの場として多くの人々に利用されています。



1990大阪花と緑の博覧会の国際庭園(鶴見緑地)【大阪市】
屋外出展として海外諸国から庭園が出展され、海外諸国がデザインを担当し、施工は海外技術者と共同で実施。現在も60庭園が存置されている。



2004浜名湖花博の花ひろば(浜名湖ガーデンパーク)【浜松市】
「しずおか国際園芸博覧会」の会場を活用して整備され、公園内の「花ひろば」は園芸や庭園等の文化の発信・活動の場となっている。



2005愛・地球博の日本の塔・月(愛・地球博記念公園)【長久手市】
「愛・地球博」において日本ゾーンに設置した会期中の賑わいを現在に伝えるモニュメントである。

博覧会の跡地利用としての都市公園

もともと大阪市が管理する鶴見緑地において開催された平成2(1990)年の「大阪花と緑の博覧会」の会場は、閉幕後も都市公園として再整備されるなど、わが国の国際博覧会の会場跡地では、国際博覧会のレガシーを継承する公園の整備が行われています。

横浜市の旧上瀬谷通信施設で開催される「2027年国際園芸博覧会 (GREEN×EXPO 2027)」の会場跡地についても、国際園芸博覧会の理念や取組を継承しながら、都市公園として整備していくこととしています。

2027年国際園芸博覧会 (GREEN×EXPO 2027) 会場図

「幸せを創る明日の風景」をテーマに、プラネタリー・バウンダリー (地球の限界) が迎える世界に対して、自然・人・社会が「共に持続するための最適解」を国内外へ発信する園芸博覧会です。平成27(2015)年に米軍から返還された旧上瀬谷通信施設に残る貴重な自然環境を保全・活用し、Nature-based Designをコンセプトに会場を整備します。



名称：2027年国際園芸博覧会
 正式略称：GREEN×EXPO 2027
 開催期間：令和9(2027)年3月19日(金)～9月26日(日)
 開催場所：神奈川県横浜市・旧上瀬谷通信施設
 区域：約100ha(うち会場区域80ha)
 参加者数：1,500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
 開催主体：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
 (会長：十倉 雅和(一般社団法人日本経済団体連合会 会長))



貴重な自然環境を含めた博覧会の会場は、横浜市による都市公園の整備へ引き継がれ、これからのまちづくりや防災、市民活動の広がり活かされています。

(仮) 旧上瀬谷通信施設公園 公園基本計画図

GREEN×EXPO 2027の会場の基盤ともなる本公園は、市民意見募集等を経て令和4(2022)年5月に基本計画(案)を策定しており、国際園芸博覧会のレガシーの継承・発信拠点とともに、大規模災害時の広域防災拠点となる公園です。博覧会後の公園整備に向けて、公園の取組テーマを「環境」と「防災」とし、GXの観点から取組を進めるとともに、DXと公民連携を取り入れながら、健康やインクルーシブなど、市民のWell-Beingにも繋がるような「新しい公園」となるよう博覧会を反映しながら、具体的な検討を進めています。

※博覧会後に公園計画を更新予定



▲「新しい公園」の取組テーマの概念図
 出典：GREEN×EXPO2027の理念や取組を踏まえた「新しい公園」構想骨子(横浜市、令和6(2024)年3月策定)

◀公園基本計画図
 出典：(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)(横浜市、令和4(2022)年5月策定)

国際交流等の場となる公園整備

国際交流・国際親善を記念する公園施設

もはや戦後は終わったと言われた昭和30年代になると、戦後復興を遂げたわが国の姿を国内外に伝えようとする機運が高まり、地方自治体では交流のある国外の都市との姉妹都市提携や国際親善のための各種行事などが行われるようになりました。そうした姉妹都市提携等を記念し、公園内に記念碑が設置されたほか、相手先都市からの寄贈による庭園等が設置されました。

姉妹都市提携等の記念碑・記念施設

姉妹都市等を締結した都市では、締結記念や周年記念イベントの開催等を記念して記念碑や記念施設を整備しています。中には、姉妹都市の職人が来日して整備するなど本格的な庭園もあり、それぞれの国の文化を身近に接する機会となっています。



平和都市宣言碑(姉妹都市公園)[金沢市]
 平成元(1989)年の金沢市制百周年記念事業の一環として開催された姉妹都市フォーラムを記念して姉妹都市公園の整備が発表され、その後、戦後50周年と平和都市宣言議決10周年の重なる平成7(1995)年に宣言碑を建立。



モロッコガーデン(ぎふワールド・ローズガーデン)[金沢市]
 岐阜県とモロッコ王国との交流を記念して建設された庭園。本場の資材や技術による本物のモロッコガーデンが整備された。



中国庭園燕趙園(東郷湖羽合臨海公園)[湯梨浜町]
 鳥取県と中国河北省との友好提携5周年を記念し、友好のシンボルとして、設計から素材の加工までを中国で行った本格的な中国庭園として整備された。

友好記念の寄贈施設

都市公園内には、姉妹都市等の締結や友好記念として、相手都市から寄贈されたモニュメントや庭園等が設置される場合が少なくありません。銅像や記念のモニュメント、寄贈された庭園や花壇が設置され、友好関係が示されています。



賞月亭(緑ヶ丘公園)[伊丹市]
 伊丹市と中国広東省佛山市の末永い国際友好のため佛山市から寄贈。屋根をふく金色の「るり瓦」や御影石、欄干部の白色大理石などはすべて中国から運ばれ、中国人技術者により組み立てられている。



モニュメント「東と西の接点」(ザビエル公園(戎公園))[堺市]
 大阪万博のボルトガル館で展示されていたボルトガルと日本との出会いをテーマとしたモニュメント。堺市からの石灯笼と交換寄贈されて展示されている。



風の神(別所沼公園)[さいたま市]
 埼玉県とメキシコ国メキシコ州との姉妹都市提携の調印記念として寄贈された。像の周辺は「メキシコ広場」として異国の風情が漂うエリアとして開設されている。

国際交流のための施設

姉妹都市提携記念等を契機とした記念施設の設置だけでなく、今後の国際交流の場として整備された広場等施設もあります。



日本庭園「夕照の庭」(びわこ文化公園)[大津市]
 日本伝統文化の高揚や地域コミュニティの醸成の場及び国際交流親善の場として活用するため整備され、滋賀県を代表する日本庭園として親しまれている。



世界の黒広場(やきもの公園)[波佐見町]
 世界を代表する窯を再現した野外博物館として整備。友好交流協定締結を行った高麗青磁発祥地の大韓民国康津郡との国際交流の場としての利用が期待されている。



風車(ふなばしアンデルセン公園)[船橋市]
 姉妹都市であるデンマーク・オーデンセ市で生まれたアンデルセンの童話の精神を生かした公園として整備され、友好の証として風車が建設され、公園のシンボルとなる。

御成婚記念等の公園整備

御成婚や明治百年等を記念する公園施設

都市の顔としても機能する都市公園には、その公園や地域縁の人や出来事を顕彰する記念碑が多く設置されてきました。平成期以降は、特に皇太子殿下のご成婚や明治百年記念など国家的な祝賀記念として都市公園や記念施設が整備されました。

皇太子殿下御成婚記念の公園施設

平成5(1993)年の皇太子殿下(現天皇陛下)御成婚に際し、祝賀の気運が高まり、都市公園内には様々な記念の施設が整備されました。モニュメントをはじめ、記念広場や記念庭園、バードサンクチュアリーなど、各地の公園に記念の施設が新たに整備されたほか、御成婚を記念し、庭園のシンボリック存在でもあるキャナル・カスケードが改修された公園等もあります。



モニュメント(あづま総合運動公園)【福島市】
福島県民のエネルギーを表現したモニュメントを設置した広場は、県民の憩いの場、イベント会場として利用されている。



入口広場「ゼウスの泉」(新城総合公園)【新城市】
湧き出る泉を表現した入口広場の噴水モニュメントと、スポーツの躍動感を表現した4本の石柱により来園者を迎える記念施設として整備された。



皇太子殿下ご成婚記念庭園(ハーモニーパーク)【日出町】
クラフトパーク整備事業によって整備中の公園内に「幸福の庭」をテーマとした散策型の記念庭園が整備された。



記念広場(水前寺江津湖公園(動植物園))【熊本市】
皇太子殿下のご成婚の記念として国民の祝賀の意を表すとともに、自然と人間が調和した快適な都市環境の創造に資するために整備された施設。時計塔の正面には花畑が広がり動植物園のシンボルとなっている。



子供広場(東広島運動公園)【東広島市】
皇太子殿下のご成婚の記念施設として子供広場が整備され、市民の憩いの場であるとともに、複合遊具やスプリング遊具が設置されている。



バードサンクチュアリー(秋田県立北欧の杜公園)【北秋田市】
国民の祝賀の意を表すとともに、自然と人間が調和した快適な都市環境の創造に資するため、既存の自然環境を利用した池やバードサンクチュアリーが整備された。

明治百年記念の公園施設

昭和42(1967)年の明治100年を記念し、甲山森林公園、維新百年記念公園、国営武蔵丘陵森林公園など、各地に記念の都市公園や記念施設が整備されました。



明治百年記念展望塔(千葉県立富津公園)【富津市】
県内初の広域公園として明治百年記念公園の指定を受けて整備された。公園のシンボルとなる記念施設として展望塔が整備された。



銘板・日時計(国営武蔵丘陵森林公園)【滑川町】
明治百年記念事業の一環として日本第一号の国営公園として整備され、「明治百年記念」の銘板や日時計などが記念広場に整備された。



記念塔・三段池(維新百年記念公園)【山口市】
維新における先達の偉業を讃える記念塔と入口から公園内へ誘導するようなデザインで3つの池が整備された。

震災被害からの復興祈念等の公園整備

復興祈念・平和祈念施設

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災は、広域にわたる甚大な被害が生じた未曾有の大災害となりました。その犠牲者への追悼と鎮魂、国内外へ向けた復興への強い意志表示、被災の教訓の伝承の場として、被災地に復興祈念の都市公園とともに祈念施設が設置されました。また、太平洋戦争により多くの犠牲者が出た沖縄においては、恒久平和を祈念施設が設置されています。

東日本大震災の復興祈念施設

東日本大震災による被災地では、復興計画の中で慰霊施設等が計画されるとともに、モニュメントや震災遺構等が津波被害の教訓を伝えています。また、津波来襲時の減災や避難場所としての機能を有した公園も整備されています。



千年希望の丘(千年希望の丘相野釜公園)【岩沼市】
津波の力の減衰を目的として一時避難場所とそれらを繋ぐ避難誘導路を整備。震災廃棄物を使用した建造や集落跡地の遺構保存によりメモリアル公園としての機能を持っている。



多賀城市東日本大震災モニュメント(多賀城駅前公園)【多賀城市】
犠牲者への追悼、教訓の伝承、減災への誓いのシンボルとして建てられ、モニュメントの中には犠牲者となった市民の名前が刻まれている。



記録碑・モニュメント(南相馬市メモリアルパーク)【南相馬市】
震災の記憶を後世に伝承していく場所、鎮魂及び慰霊の場として海を眺めることができる高台として整備された公園内に犠牲者の記念碑と津波到達高さのモニュメントが設置されている。



避難の丘(海岸公園)【仙台市】
津波来襲時の海岸公園地帯の避難者を対象とする一次避難場所として、震災がれきや津波堆積土を利用した築山を設置している。



石巻市慰霊碑(石巻南浜津波復興祈念公園)【石巻市】
犠牲者を追悼するとともに震災の記憶を後世に伝えるための慰霊碑として建てられた。



震災遺構(高田松原津波復興祈念公園)【陸前高田市】
震災後もその場に残った奇跡の一本松等が震災の記憶を後世に伝承していくための重要な資源「震災遺構」として公園内に保存されている。

平和祈念施設

戦争体験の教訓を伝え、恒久平和を願う施設として、戦争犠牲者の氏名を記載した祈念施設や平和を祈念するモニュメントが設置されています。

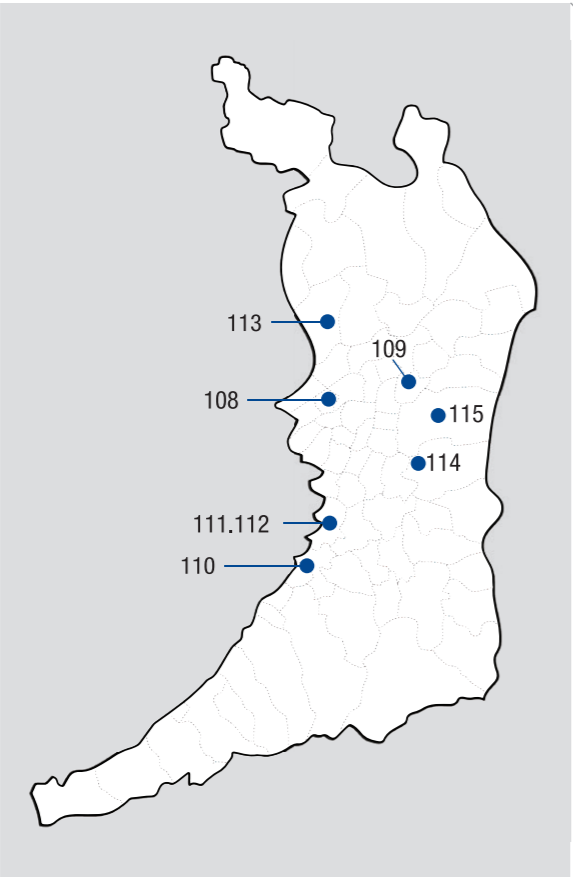


平和の礎(平和祈念公園)【糸満市】
太平洋・沖縄戦終結50周年を記念し、世界の恒久平和を願い沖縄戦で亡くなられたすべての人々の氏名を刻んだ記念碑として設置された。



平和の軸「THE AXIS OF PEACE」(平和中央公園)【横須賀市】
恒久平和を祈念し、平和意識の普及と高揚に繋げることを目的として設置された。平和に関する日には上空への照射を行っている。

都市公園制度制定 150 周年記念 公園施設登録一覧



※数字はP29～P30の施設Noに対応。

